

特許権	判決年月日	平成３０年８月２９日	知財高裁第２部
	事 件 番 号	平成２９年（ネ）第１００９４号， 平成３０年（ネ）第１０００３号	
○ 発明の名称を「位置検出装置」とする特許権に基づく侵害差止等請求につき，対象製品が同特許に係る発明の技術的範囲に属すると判断し，当該特許につき，無効の抗弁を排斥し，差止請求，損害賠償請求を一部認容した事例。			

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 特許法100条, 102条2項

(関連する権利番号等) 特許第5337323号

判 決 要 旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人らが被告各製品を製造、販売等をする行為は、本件特許権を侵害する行為であると主張して、控訴人らに対し、特許法100条1項及び2項に基づく被告各製品の製造、販売等の差止め及び同製品等の廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案である。

2 原判決（大阪地方裁判所平成27年(ワ)第3134号・平成29年9月28日判決）は、被告各製品は、本件発明の技術的範囲に属すると判断した上、本件特許に係る無効の抗弁を排斥し、控訴人の請求を一部認容した。

3 本判決は、被告各製品が本件発明の技術的範囲に属するかについては、原審と同じ結論をとり、本件特許に係る無効の抗弁については、当事者の主引用発明に係る主張の変更を受けて、時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てを却下した上、変更後の主引用発明を前提に、無効の抗弁を排斥し、損害論については、以下のとおり、前提となる事実認定を一部変更し、原審の判断を変更した。

(1) 本件発明の「位置検出装置」に該当するのは被告各製品等の「確認バルブ」の部分のみであるかについて

被告各製品等において、本件発明の「位置検出装置」に相当するのは、油圧シリンダやピストンロッドを含む構成全体であって、「確認バルブ」の部分のみに限られるわけではない。

(2) 「クランプ部材」の存在による減額について

被告各製品等に「クランプ部材」が含まれていないことは、当事者間に争いがない。

(3) 別の特許発明①の実施について

被告各製品等の一部は、スプール弁による開閉弁機構を構成するリリース動作確認バルブ及びロック動作確認バルブが、いずれもシリンダの上部に設けられており、別の特許発明①も実施したものであると認められる。

別の特許発明①の実施は、当該製品のコンパクト化に貢献している点があるが、当該製品が業務用の工作機械に用いられるものであって、本件発明を実施した上で別の特許発明

①も実施しているものであり、別の特許発明①で実現されるコンパクト化のみで需要が左右されるものでないことは明らかであることからすると、別の特許発明①の実施による被告製品等の顧客誘引力の増大の効果を大きく評価することはできない。

以上の事情を考慮すると、当該製品の販売により控訴人らが受けた利益については、別の特許発明①が実施されていることにより、一部に限り、特許権者が受けた損害の額であるとの推定が覆されたものとみるのが相当である。

(4) 別の特許発明②の実施について

被告各製品等の一部は、別の特許発明②も実施したものであると認められる。

しかし、別の特許発明②は、別の特許発明①と同様の発明であるから、別の特許発明①の実施による前記(3)の推定の覆滅に加えて、別の特許発明②の実施を、更なる推定覆滅事由として、推定の覆滅を認める理由はない。